

東京ベイ e S G プロジェクト
先行プロジェクト

公募要領

2022 年 8 月

デロイト トーマツ コンサルティング
合同会社

目次

1. 事業概要	1
(1) 背景・目的	1
(2) 実施スキーム	1
2. プロジェクトの内容	2
(1) 応募テーマ	2
(2) 実施エリア	4
(3) プロジェクト期間	7
(4) プロモーターによる支援	7
(5) 安全面での配慮	8
(6) 役割分担の考え方	9
3. 応募資格	9
4. 応募方法	10
(1) 応募意向表明（任意提出）	10
(2) 企画提案書の提出	10
5. 事業者の選定	11
(1) 選定方法	11
(2) 選定スケジュール	11
(3) 評価基準	12
6. 採択後の留意点と契約	13
(1) 採択後の留意点	13
(2) 業務委託契約の締結	14
7. 問い合わせ	14
8. 事業プロモーターの企業情報	15

1. 事業概要

(1) 背景・目的

東京都では、「感染症の危機」と「気候危機」の2つの危機を乗り越え、50年・100年先の都市のあるべき姿を構想し、「自然」と「便利」が融合する持続可能な都市の創造を目指す「東京ベイeSGプロジェクト」を推進しています。東京のベイエリアには、日本を代表する物流ターミナルに加え、商業機能、エンターテインメント、東京2020大会関連施設など多様な魅力を持つ「臨海副都心エリア」や、将来的には約1,000haの広大な土地となる新しい埋立地である「中央防波堤エリア」といった高いポテンシャルが存在します。このフィールドを舞台に、最先端のテクノロジー（デジタルテクノロジー、グリーンテクノロジー）を活用したプロジェクトを展開し、ベイエリアから世界最先端を実現することで、東京の国際的なプレゼンスをさらに高めていくことが重要です。

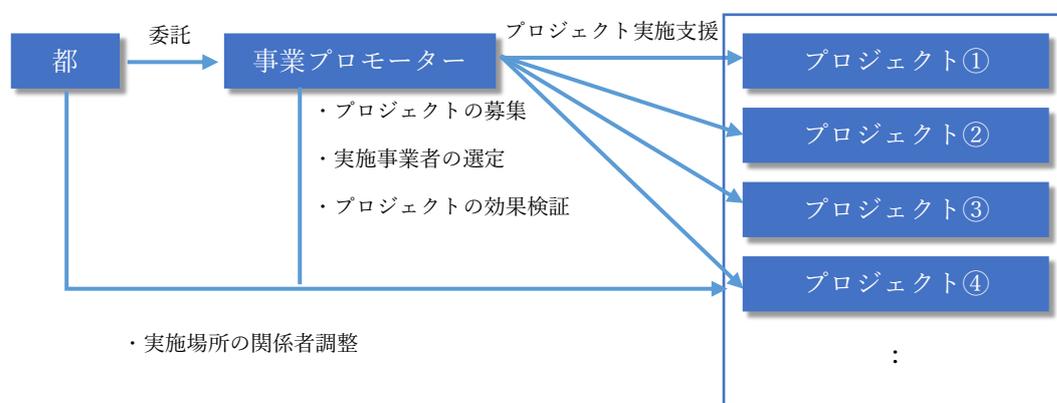
そこで、本事業においては、中央防波堤エリアをテクノロジーの巨大実装エリアとして開放し、最先端テクノロジーの社会実装に向けた取組を「先行プロジェクト」（以下、「プロジェクト」とする）として公募するとともに、プロジェクトの実施を通じて、最先端技術の社会認知度を高め、中央防波堤エリアの魅力を向上させることで、「東京ベイeSGプロジェクト（Version 1.0）」において掲げる「ベイエリアから世界最先端を実現する」ことを目指します。

「感染症の危機」と「気候危機」に加え、昨今の自然災害やエネルギー問題なども踏まえると、私たちは大きな転換点に立っています。こうした課題を解決するためには、最先端テクノロジーの技術開発と社会実装を促進する必要があります。東京都では、本プロジェクトの取組を通して、世界的な社会課題の解決に貢献していきます。

(2) 実施スキーム

プロジェクトの採択事業者は、事業プロモーター（デロイトトーマツコンサルティング合同会社）の支援のもと、以下に掲げるスキームイメージに則り、プロジェクトを実施します。

〔スキームイメージ〕



2. プロジェクトの内容

(1) 応募テーマ

本事業は、「次世代モビリティ」「最先端再生可能エネルギー」「環境改善・資源循環」の3つのテーマから、事業内容に合わせて課題解決を目指すテーマを選択していただきます（テーマの課題と事業例は参考として以下に記載しますが、あくまでも例示となるため、テーマに即したものであれば以下に限りません）。各テーマのうち、「次世代モビリティ」「環境改善・資源循環」はそれぞれ2件程度、「最先端再生可能エネルギー」は5件程度の合計9件程度のプロジェクトを採択する予定ですが、最終的な採択件数については、事業プロモーターが調整します。

応募者は複数のテーマに応募可能ですが、一つのテーマに対して複数応募することはできません。なお、応募プロジェクトが複数テーマに該当する場合、応募者に応募テーマを1つに決めていただきますが、事業プロモーターにより調整する場合があります。

A. 次世代モビリティ

テーマに対する課題	<p>交通渋滞による時間的及び経済的損失は深刻な課題であり、首都圏の渋滞による損失時間は全国の約3割を占めます。</p> <p>また、気候変動抑制や移動の効率化を目的とするモビリティのZEV化、多様化も東京都にとって取り組むべき重要な課題であり、渋滞解消、温室効果ガス排出削減、移動の効率化に資する次世代モビリティの導入が求められています。</p> <p>こうした中、東京都は「東京ベイeSGプロジェクト」の実現に向けた戦略として、ゼロエミッションの実現及びサステナブルな都市・交通ネットワークの充実を掲げ、ベイエリア内の交通の100%ZEV化や都心等とのアクセス向上を目標としています。</p>
事業例	空飛ぶクルマ、マイクロモビリティ、燃料電池船 等
実施エリア	<ul style="list-style-type: none">・ 海の森水上競技場（陸上部）・ 海の森公園東側船着場・ 新海面処分場埋立地 A ブロック

B. 最先端再生可能エネルギー

<p>テーマに対する課題</p>	<p>世界的な気候変動により、全国で自然災害の激甚化をはじめとする種々の影響が生じています。</p> <p>今後もこうした影響が長期に渡り拡大する恐れがあると考えられており、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出削減が課題となっています。</p> <p>こうした中、東京都は「東京ベイ e S G プロジェクト」の実現に向けた戦略として、ゼロエミッションの実現を掲げ、ベイエリア内のエネルギーを、再生可能エネルギーや水素を柱とした100%クリーンエネルギーで賄うことを目標としています。</p>
<p>事業例</p>	<p>舗装式太陽光発電、浮体式太陽光発電、垂直軸型風力発電 等</p>
<p>実施エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都環境局中防合同庁舎駐車場 ・ 海の森水上競技場（陸上部） ・ 海の森水上競技場（指定水面） ・ 新海面処分場埋立地 A ブロック

C. 環境改善・資源循環

<p>テーマに対する課題</p>	<p>東京都を取り巻く環境問題として、気候変動に加えて、東京湾の富栄養化、生物多様性の低下等の課題が存在します。</p> <p>こうした中、東京都は「東京ベイ e S G プロジェクト」の実現に向けた戦略として、水と緑溢れる都市づくりを掲げ、「自然の豊かさ」と「経済の豊かさ」が両立する都市づくりを目標としています。</p>
<p>事業例</p>	<p>CO2 吸着技術、水質・底質向上技術、廃プラスチック等を利用したアップサイクル製品の作成・設置 等</p>
<p>実施エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海の森水上競技場（陸上部） ・ 海の森水上競技場（指定水面） ・ 新海面処分場埋立地 A ブロック

(2) 実施エリア

今回の事業は、前項でも記載している中央防波堤エリア内の下記①～⑤のエリアを使用したプロジェクトの実施を原則とします。ただし、採択初年度に当該エリアを使用することを必須要件とするものではありません。

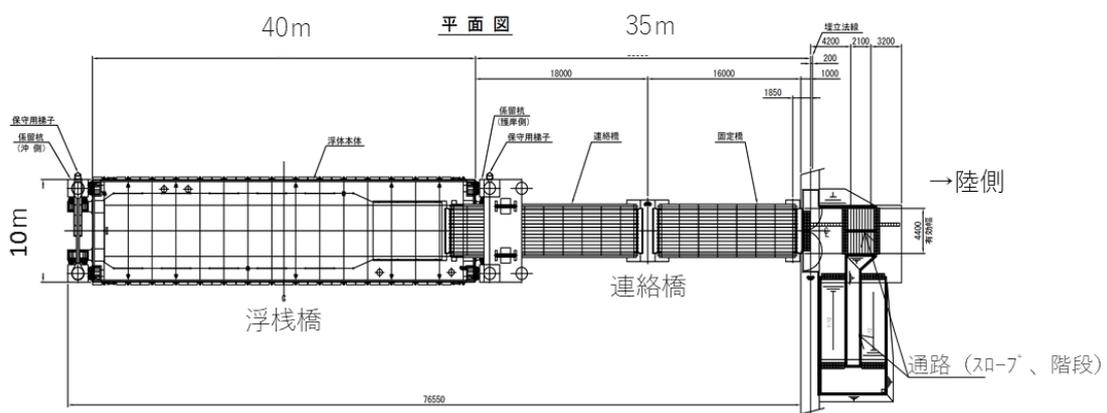
採択事業者は、事業プロモーター等と調整の上、本プロジェクトの実施期間において当該エリアを無償で使用することができます。



使用可能エリア①	東京都環境局中防合同庁舎駐車場
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none">・ 環境局合同庁舎敷地内にある駐車場の一部です。・ 小学生及び一般の方が廃棄物埋立処分場を見学する際に当該駐車場を利用します。・ 庁舎南側の駐車場の一部（150 m²程度）を利用できます。
制約条件	公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。

使用可能エリア②	海の森水上競技場（陸上部）
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海の森水上競技場内の敷地の一部になります。 ・ 当該地は野外観客席や自転車走行路が整備されています。 ・ ボート、カヌー等の競技大会やイベントの実施時には多くの来訪者が見込まれます。
制約条件	公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。

使用可能エリア③	海の森公園浮棧橋
面積	浮棧橋：幅 10m × 長さ 40m
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浮棧橋の両側に接岸が可能です。 ・ 陸からは階段又はスロープを通して、浮棧橋へ行くことができます。
制約条件	公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。



使用可能エリア④	海の森水上競技場（指定水面）
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の往来がなく、周辺を陸地で囲まれているため、穏やかな海域となっています。 ・ 競技用舟艇の退避場所等として利用されています。
制約条件	公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。



使用可能エリア⑤	新海面処分場埋立地 A ブロック
面積	約 20,000 m ² (100m×200m)
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該エリアは、東京都の廃棄物埋立処分場の一部です。 ・ 過去に廃棄物を埋め立てた未竣工のエリアです。また、未舗装地であり、地盤が脆弱です。
制約条件	公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。



(3) プロジェクト期間

今年度の実施期間は、採択事業者選定後から 2023 年 3 月 31 日までとし、翌年度以降の実施は、改めて延長の申請を可能とします。プロジェクトの実施は、最長 3 年（2025 年 3 月末まで）を予定しています。

なお、2023 年 3 月上旬までに今年度の成果報告書を提出いただきます。プロジェクトが複数年度に渡る場合は、応募の際に各年度及びプロジェクト全体のゴールを明示するとともに、各年度の 3 月上旬までに当該年度の成果報告書を提出してください。また、プロジェクト完了後は設置した設備の撤去及び原状回復をしていただきます。

※プロジェクト期間は最長 2025 年 3 月末までを予定していますが、期間が短縮となる可能性もあります

(4) プロモーターによる支援

プロジェクト実施者は、事業プロモーターより以下の支援を受けることができます。

① プロジェクト実施費用

プロジェクトの実施費用として、9 件程度のプロジェクトを対象に、総額 1.8 億円（1 件当たり実施費用の目安は下記表を参照）を上限として支払われます。

応募テーマ	次世代モビリティ	最先端再生可能 エネルギー	環境改善・資源循環
実施費用 上限	2,000 万円/件	3,000 万円/件	2,000 万円/件
	2022 年度の実施内容が翌年度に向けた調査・準備となる場合、 テーマに限らず 1,000 万円/件を上限とする		
採択件数	2 件程度	5 件程度	2 件程度

※プロジェクトに対する実施費用及び採択件数は、調整を行う場合があります。

採択決定後に事業者は事業プロモーターと業務委託契約を締結していただきます。その際にプロジェクト実施費用の内訳を確認します。

プロジェクト実施費用は、プロジェクトの成果報告書・経費実績の提出後、事業プロモーターから採択事業者に対して支払われる予定です。プロジェクトの遅延等により、当初の業務委託契約の実施内容を満たすことが出来ない場合、契約内容を修正させていただきます。

プロジェクトが複数年度に渡る場合は、応募時に各年度における所要費用を明記してください。採択事業者は毎年 4 月に各年度の所要費用及び成果に関する計画を提出するとともに、当年度が終了するまでに成果報告書・経費実績を提出してください。これらの書類の提出後、当年度の実施費用が事業プロモーターから支払われる予定です。

支援規模については、翌年度以降も今年度と同程度を想定しておりますが、翌年度以降の支払を確約するものではなく、各年度における事業規模の確定後、実施費用の

支払有無及び金額が確定することになります。また、翌年度以降の実施費用の支払スキームは、今年度から変更となる可能性があります。

各年度の所要費用が応募時に提出した費用計画より増加した場合でも、業務委託契約金額から増額請求することはできません。また、プロジェクト進行の遅延等により、費用の発生時期が遅れ当年度の所要費用が減額となる場合は、事業プロモーターと採択事業者の間で変更契約を締結する必要があります。

応募者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同してプロジェクトを実施する場合には、連携事業者に対するサービス購入費用や外注費用等の費用を応募者の本プロジェクト費用に含めることが可能です。

② その他支援

プロジェクト実施準備・関係部局や関係省庁等との調整・実施に係る助言・工程管理等の運営支援を事業プロモーターが実施します。

(5) 安全面での配慮

使用及び設置する設備・機材等は、安全が十分に検証かつ保証されたものとするを前提とした上で、プロジェクトで使用するに当たっては、安全面への配慮について、次に掲げる全ての事項を遵守することが必要です。

- ① プロジェクト開始前に、安全対策について実施エリアの所管部署等と調整を行い、必要な安全対策を実施すること。プロジェクト実施中に、実施エリアでの立ち会いや関係者からの問い合わせがあった場合には、迅速に対応すること。
また、より一層の安全対策を提示することが可能となった場合には、提示の上、判断を求めるなど、常に安全性の向上に努めること。(各実施エリア内における円滑な業務運営に支障をきたす場合には、事業を停止又は中止する可能性があります。)
- ② プロジェクト開始後、実施エリアの所管部署等から追加の安全対策を求められた場合には、実施エリアの所管部署等と協議の上、必要な対策を実施すること。
- ③ 都政現場運営の支障とならないようにすること。
- ④ その他、プロジェクトの安全な実施のために調整が必要な事項が生じた場合、または公募要領に定めのない事項については、実施エリアの所管部署や事業プロモーター等と協議の上、対応すること。

(6) 役割分担の考え方

段階	事業プロモーター	採択事業者
公募選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募受付、応募事業者との各種調整 ・ 審査・選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資料の作成
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施に向けた環境整備に係る支援 ・ プロジェクト実施のための各種調整の支援 ・ プロジェクト実施準備に関する工程管理 ・ プロジェクトの目標設定の支援・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施のための環境整備 ・ プロジェクトに必要なプロダクト・サービスの準備 ・ 安全対策の実施
実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトの実施支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施 ・ プロジェクト検証に必要なデータ収集 ・ インタビュー・撮影等への協力
検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト検証結果に対する意見照会 ・ プロジェクト検証結果の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト検証の実施 ・ プロジェクト検証に係るデータ提供 ・ プロジェクト検証結果等に対する意見交換

3. 応募資格

応募者（応募主体者）は次に掲げるすべての事項を満たす事業者であることとします。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② プロジェクトの実施能力を有する事業者であること。
- ③ 本事業で実施するプロジェクト実施期間中は、プロジェクトの実施に関し、国や他自治体からの委託や助成を受けておらず、今後も受けない予定であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと。
- ⑧ 応募主体者が連携事業者とコンソーシアム等を組み、共同してプロジェクトを実施する場合には、連携事業者が上記の④から⑦のいずれにも該当しないこと。

4. 応募方法

(1) 応募意向表明（任意提出）

事業プロモーターが応募見込み件数を把握するため、本プロジェクトへ応募を検討されている事業者には応募意向表明届の提出についてご協力をお願いします。応募意向表明届の提出を行った後に応募を辞退いただくことも可能です。また、応募意向表明届の提出がない場合でも、本プロジェクトへの応募は可能です。なお、応募意向表明届の提出有無が審査に影響を及ぼすことはありません。

① 提出書類

- ・ 応募意向表明届（様式 1）

応募意向表明届（様式 1）は、特設サイト（URL：<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/public-sector/articles/lg/tokyobayesgproject2022.html>）から PDF 形式でダウンロードできます。また、PDF 以外の改変可能な形式（PowerPoint 形式）のデータは、電子メールにてご請求ください。

請求先メールアドレス：tokyobayesg@tohmatu.co.jp

請求先：事業プロモーター

件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】様式請求：貴事業者名

※様式 1～3 を全てお送りします

② 提出締切

2022 年 9 月 2 日（金）16 時まで

③ 提出方法

提出先メールアドレス：tokyobayesg@tohmatu.co.jp

提出先：事業プロモーター

件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】応募意向表明：貴事業者名

(2) 企画提案書の提出

① 提出書類

- ・ 企画提案書（様式 2）

企画提案書（様式 2）は、特設サイト（URL：<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/public-sector/articles/lg/tokyobayesgproject2022.html>）より PDF 形式でダウンロードできます。また、PDF 以外の改変可能な形式（PowerPoint 形式）のデータは、電子メールにてご請求ください。

請求先メールアドレス：tokyobayesg@tohmatu.co.jp

請求先：事業プロモーター

件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】様式請求：貴事業者名

※様式 1～3 を全てお送りします

- ・ 補足資料（任意）
補足資料は、企画提案書を補足する内容を示す資料（PowerPoint、パンフレット等）となります。
- ② 提出期間
2022年8月22日（月）から9月21日（水）16時まで
- ③ 提出方法
提出先メールアドレス：tokyobayesg@tohmatsum.co.jp
提出先：事業プロモーター
件名：【東京ベイエSGプロジェクト】企画提案書提出：貴事業者名
※電子メールでの提出をお願いします。お持ち込み、郵送は受け付けません。
※電子メールで資料をお送りいただく際には、添付ファイルを合計30MB以内に収めていただきますよう、お願い致します。

5. 事業者の選定

(1) 選定方法

選定は書類審査とプレゼン審査の2段階実施します。書類審査は提出いただいた企画提案書に対して審査を行い、応募者全員に対し事業プロモーターから結果の通知を行います。

プレゼン審査は、書類審査を通過した応募者のみ実施します。実施日時及び会場は書類審査通過者に別途ご連絡致します。

(2) 選定スケジュール

質問提出締切	2022年8月31日（水）16時
応募意向表明届提出締切	2022年9月2日（金）16時
質問回答公表予定日	2022年9月7日（水）
応募資料提出締切	2022年9月21日（水）16時
書類審査結果通知	2022年10月上旬
プレゼン審査の実施	2022年10月中旬 実施日時は個別に連絡します。 (オンラインで実施する可能性もあります)
結果通知	2022年10月中旬

- ・ プレゼン審査におけるプレゼンテーションは、20分間で実施いただきます。
プレゼンテーション用の資料を別途使用する場合には、企画提案書の内容をまとめる形でご準備いただき、新たな提案等はしないようご注意ください。
プレゼン審査はWEB会議システムを利用したオンラインで実施する可能性がある旨、ご了承ください。

(3) 評価基準

採択企業の選定に当たっては、以下の評価基準に基づき総合的に評価を行います。

評価観点	評価基準	配点
①公共性	(1) 東京都の抱える社会課題を認識した上でその解決方針が提示されているか	12点
	(2) 上記で提示した解決策が具体的にどのように寄与するかを明示できているか	
②親和性	(1) 取組内容が東京ベイ e S G プロジェクトの方向性（4つの戦略、未来の都市像）と合致しているか	20点
	(2) 取組内容は中央防波堤エリアの特徴を踏まえたものとなっているか	
③新規性・独自性	(1) 取組内容は、最先端のテクノロジーを活用した新たな切り口のある内容であるか（技術単体の新規性だけでなく、既存技術の組合せによる新規性も考慮）	28点
	(2) 取組に活用する技術の独自性や競合優位性が実績・特許・体制等から担保されているか	
④将来性	(1) 中央防波堤エリアから周辺ベイエリアへと社会実装に向けたステップが連続性・具体性をもって描かれているか	16点
	(2) 上記ステップごとに想定される課題認識及び対応方針を明記できているか	
⑤実現可能性		24点
	スケジュール	
	(1) マイルストーンが適切に設定されているか	4点
	(2) 実施内容が時系列で具体的に整理されており、十分な期間設定がなされているか	
	実施体制	
	(1) 事業を円滑に遂行するための参画者が具体的に提示されているか	4点
	(2) 体制における各参画者の役割及び関係性が示されているか	
	安全対策	
	(1) 事業の遂行に当たり安全上の懸念点がリストアップされているか	4点
	(2) 安全上のリスクに対する対処方法が明示されているか	
	総額・費用内訳	
	(1) 事業の遂行に当たり必要な費用が年度ごとに細分化された形で明記されているか	4点
	(2) 各費用項目に対する算出根拠が明示されるとともにコストを抑える工夫が示されているか	
	効果測定	
	(1) 事業を通じて達成する目標及び年度ごとの目標が明示されているか	4点
	(2) 上記で定義する成果を検証するための方法は、効率的・効果的かつ実現可能な実施方法であるか	
	地理的条件	
	(1) 事業内容の対象となる法規制の懸念点を認識できているか	4点
	(2) 中央防波堤エリアの地理・地質の面で事業の実施を阻む懸念点があるか	
	評価点合計	100点

6. 採択後の留意点と契約

(1) 採択後の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択決定後に説明を行うものですが、あらかじめ次の点にご留意ください。

- ・ 採択後における、採択事業者の事由による本事業への参加辞退は、原則不可であること。
- ・ プロジェクトの実施に当たっては関係法令等を遵守すること。
- ・ 本事業を広く PR するため、プロジェクト実施期間中の映像撮影や、当該映像等の公表に協力すること。
- ・ 原則として、本プロジェクトの期間中、本プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用しないこと。
- ・ 事故等が発生しないよう安全面に十分な配慮を行ったうえで実施すること。事故等が発生した場合は、速やかに事業プロモーターに報告するとともに、事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。
- ・ 当初の想定と異なる事態が生じた場合は、その原因を分析し、事業プロモーター及び施設管理者等の関係機関と調整したうえで、解決策を提示すること。
- ・ 必要に応じてプロジェクト内容の変更を検討すること。なお、変更に当たっては事業プロモーターと協議のうえ、決定すること。
- ・ 実施エリアにおいて、プロジェクトで使用する機器が意図せず損壊される等の事態が発生した場合でも賠償はなされないこと。
- ・ プロジェクト結果を検証するに当たり、実施後の調査（アンケートやインタビュー）に協力すること。また、プロジェクトで得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること。なお、プロジェクト結果やデータ等は、東京都の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないこと。
- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び 2023 年度以降のプロジェクト実施費用の拠出を保証するものではないこと。
- ・ 採択事業者は、事業プロモーターとプロジェクト内容を調整の上、事業実施計画書を作成し、計画書に記載のプロジェクトを実施すること。
- ・ 事業実施期間中、東京都・プロモーターの求めに応じて、2 週間に 1 回程度の頻度で簡易な進捗報告を行うこと。また、必要に応じ、東京都・事業プロモーターが進捗確認のため現地に赴く場合には、その対応を行うこと。
- ・ 東京都・事業プロモーターに対してプロジェクトの中間報告及び最終報告を行うこと。
- ・ 2023 年 3 月上旬に、本業務の成果を取りまとめた成果報告書を提出すること。
- ・ 企画提案書に記載する内容は、今後の契約の基本方針となり、採択された際には、

企画提案書に記載する内容に準じた契約を締結する必要があること。なお、採択後に採択事業者の都合により記載内容に大幅な変更が生じた場合には、採択を取り消す可能性があること。

(2) 業務委託契約の締結

- ・ 契約期間は、契約締結日から 2023 年 3 月 31 日までとなります。複数年度にわたるプロジェクトの場合は、毎年度、当年度末までの契約を締結することとなります。
- ・ 審査を経て採択候補となった応募者は、事業プロモーターと速やかに業務委託契約を締結し、申請に必要な書類を事業プロモーターに提出していただきます。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、業務委託契約の締結ができず、事業が開始できない場合もありますのでご注意ください。
※提出いただく契約資料については、採択候補の事業者が決定した後に事業プロモーターより提示します。
- ・ 応募主体者が、事業の一部を契約により連携事業者に委託する場合は、事業プロモーターと応募主体者との契約に準拠した形で、同様の書類の提出を求めます。

7. 問い合わせ

本プロジェクト、公募要領、提出書類等に関して質問がある場合は、質問票（様式 3）を以下の質問提出先までメールにてご連絡ください。質問の提出期間は 2022 年 8 月 31 日（水）16 時までとします。また、質問に対する回答は 2022 年 9 月 7 日（水）に特設サイト（UR：<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/public-sector/articles/lg/tokyobayesgproject2022.html>）に掲載する予定です。

質問提出先メールアドレス：tokyobayesg@tohmatsum.co.jp

質問提出先：事業プロモーター

件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】 事業に関する問い合わせ：貴事業者名

なお、質問票（様式 3）は、特設サイト（URL：<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/public-sector/articles/lg/tokyobayesgproject2022.html>）より PDF 形式でダウンロードできます。また、PDF 以外の改変可能な形式（Word 形式）のデータは、電子メールにてご請求ください。

請求先メールアドレス：tokyobayesg@tohmatsum.co.jp

請求先：事業プロモーター

件名：【東京ベイ e S G プロジェクト】 様式請求：貴事業者名

※様式 1～3 を全てお送りします

8. 事業プロモーターの企業情報

社名	デロイトトーマツコンサルティング合同会社 (英文表記Deloitte Tohmatsu Consulting LLC)
設立	1993年4月
資本金	500百万円
本社所在地	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
事業内容	さまざまな業界・業種ごとの専門的知識とプロジェクト経験をもつインダストリーサービスと、組織、機能、目的に対応し、特有の課題を解決するコンピテンシーサービスの2つの軸のプロフェッショナルがチームを組み、コンサルティングサービスを展開しております。また、グローバルに事業展開するクライアントをサポートする体制を有しています。
URL	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-deloitte/articles/dtc/dtc.html

以上

東京ベイ e S Gプロジェクト
先行プロジェクト
公募要領（別紙）

公募要領に記載した実施エリア①～⑤の使用に当たり、下記制約条件を遵守しプロジェクトを実施してください。

(1) 全対象エリア共通事項

- ・都政の妨げになる恐れのあるものは実施できません。
- ・既存の施設や設備の移動・改変を伴うものは実施できません。
- ・羽田空港の特別管制圏内であり、事業内容に応じて関係機関との調整が必要です。

(2) 使用可能エリア①（東京都環境局中防合同庁舎駐車場）

- ・合同庁舎の使用を妨げる恐れのあるものは実施できません。
- ・駐車場の利用を妨げる恐れのあるものは実施できません。
- ・見学事業を妨げる恐れのあるものは実施できません。
- ・当施設は、小学生や一般の方が廃棄物処分場を見学する際に利用します。これらの見学事業を妨げる恐れのあるものは実施できません。また、設備の設置に当たっては、見学事業のスケジュールを十分勘案し、工程や工法を検討してください。

(3) 使用可能エリア②（海の森水上競技場（陸上部））

- ・事業期間中に工事が行われるため、具体的な使用可能場所は別途提示します。
- ・競技利用をはじめ、海の森水上競技場利用者の妨げになる恐れがあるものは実施できません。構造物の設置等をご遠慮いただく場所については、別途提示します。
- ・当該期間中は周辺にて工事が行われていますので、使用箇所については調整等をさせていただきます。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。

(4) 使用可能エリア③（海の森公園浮棧橋）

- ・高潮・荒天発生後及び震度5以上の地震発生後は、緊急点検により異常がないことを確認した後でないと利用できません。
- ・船舶の係留保管場所として使用することはできません。
- ・電源はありませんので、照明点灯等、電気を使用する場合等は、発電機等の仮設電源が必要です。
- ・イベント便運航や点検補修等により利用できない日がありますので、日程については、調整が必要です。
- ・浮棧橋周辺の陸域は、閉鎖管理となっているので、立ち入る場合は手続きが必要です。工事等が予定されているため、立ち入りや利用に当たっては、調整が必要です。
- ・タラップ等、利用に必要な施設は、全て事業者でご用意ください。

- ・周辺又は近接する場所に埋設圧送管、木皮土砂分離場が設置されているので、ご注意ください。

(5) 使用可能エリア④（海の森水上競技場（指定水面））

- ・事業期間中に工事が行われるため、具体的な使用可能場所は別途提示します。
- ・船舶の航路を妨げる恐れのあるものは実施できません
- ・競技利用をはじめ海の森水上競技場利用者の妨げになる恐れがあるものは実施できません。
- ・水面での工事等があるため、海の森水上競技場の水面を運搬経路として利用することはできません。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。

(6) 使用可能エリア⑤（新海面処分場埋立地 A ブロック）

- ・処分場の構造や維持管理に係る「最終処分場の技術上の基準」（最終処分場基準省令参照）に抵触するものは実施できません。また、構造の設計条件や前提を変えるプロジェクトも実施できません。
- ・処分場の維持管理に係る計画に支障を来すものも実施できません。
- ・事業実施に当たっては、事前に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する手続きを行わなければなりません。当該エリアにおける事業を採択された際は、速やかに環境局資源循環推進部一般廃棄物対策課及び産業廃棄物対策課に相談してください。手続きの結果、当該エリアにおける事業実施が認められない可能性もあります。これに伴い発生した損失について、東京都は保証責任を負わないものとします。
- ・施設整備の規模・内容によっては、事業開始前に生活環境影響調査（アセス）の実施が必要となります。
- ・埋立処分作業（廃棄物処分場の運営）の妨げになるプロジェクトは実施できません。
- ・本プロジェクトにより資材を搬入した場合、公募要領に記載のとおり、原状回復してください。
- ・有害物質を含む物質を場内に搬入しないこと。有害物質で場内を汚染した場合、除去や浄化等の措置を講じてください。
- ・本エリアには、電気、水道の供給施設はありません。
- ・当該地に隣接する道路の拡張工事計画がありますので、使用箇所については調整等をさせていただきます。

< 参考資料 >

- ・ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（最終処分場基準省令）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=352M50000102001>

- ・ 一般廃棄物処理施設の維持管理に係る計画(新海面処分場)

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/landfill/central_breakwater/cat7479.files/H28_04_Gplan_sinkaimen.pdf

- ・ 産業廃棄物処理施設の維持管理に係る計画(新海面処分場)

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/landfill/central_breakwater/cat7479.files/H28_04_Iplan_sinkaimen.pdf